

市立学校園の保護者の皆様へ

新潟市教育委員会

教職員の勤務時間外の電話応対について（お願い）

日頃より本市の学校教育、教育行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、教職員の長時間勤務の常態化が社会的にも大きな関心を集め、本市においても、教職員の業務負担の軽減を図り、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち、より充実した教育を継続的に行うための環境を整備することは重要な課題となっております。教育委員会では、昨年度「第2次多忙化解消行動計画」を策定し、教職員の適正な退勤時刻の目安を示すとともに、時間外の電話応対の在り方について検討を進めてまいりました。

学校園の教職員にとって、授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間は、その日の記録の整理や、翌日の授業の準備、行事の計画等に係る業務を行う貴重な時間です。子どもたちによりよい教育を行うための時間を確保するとともに、教職員の適正な勤務時間への意識をより一層高めるために、学校園が電話で応対する時間帯等を今年度から下記のとおり市内で統一することにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、これらの趣旨につきまして、何とぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 電話応対時間帯統一の開始について

- ・周知期間 4月～5月（PTA総会等で周知次第、学校ごとに随時実施いたします）
- ・全面実施 6月1日（土）～（この日からは市全体で統一して実施します）

2 勤務時間外や休日の電話応対について

- (1) 平日の朝は午前7時45分からとします。ただし、教職員が出勤している場合に限ります。
※ 広域から通学している中等教育学校、高等学校、スクールバスで通学している学校園については、実情に応じて応対時間帯、連絡先等をお知らせします。
- (2) 平日の夕方は校園種別に次の時刻までとします。
 - ・幼稚園、小学校、特別支援学校は、午後6時までとさせていただきます。
 - ・中学校、中等教育学校、高等学校は、午後7時までとさせていただきます。
 - ・明鏡高等学校夜間部は、午後9時45分までとさせていただきます。
- (3) 休日等は学校の電話での応対は行いません。部活動の欠席連絡については、各学校から示される連絡方法をお願いします。なお、部活動顧問の携帯電話番号が知らされた場合には、休日の欠席連絡のみでご使用いただくことを原則にしてください。
- (4) 長期休業日の電話応対可能な時間は勤務時間内（概ね午後4時45分頃まで）とさせていただきます。
- (5) 教職員の勤務時間は平日は概ね午後4時45分頃までです。上記時間帯でも電話応対できない場合がありますので、なるべく勤務時間内にご連絡いただきますようお願いいたします。
- (6) その日のうちに皆様に報告、連絡、確認させていただきたい用件がある場合、上記時間帯以外に学校から電話させていただく場合があります。

3 子どもの安全に係る事件、事故等の緊急連絡について

休日、夜間の子どもの安全に係る事件、事故等については、学校園と情報共有が必要と関係機関が判断した場合、教育委員会や学校園に連絡が入ることになっています。上記時間帯以外であっても、必要な場合は関係機関と教育委員会、学校園が連携して対応いたします。